

裁判長が会社側に苦言!!

分会が平成18年に「会社による組合掲示物の一方的な撤去通告ならびに撤去は、労働組合法第7条第3号にあたる不当労働行為である」と愛知県労働委員会に救済申立を行い、愛知県労働委員会の救済命令を経て、中労委の救済命令、これを不服とした会社による行政訴訟・東京地方裁判所における組合側勝利判決。さらに会社がこの組合側勝利判決を不服として東京高等裁判所に控訴した裁判の第2回口頭弁論が、4月10日に東京高等裁判所424法廷に於いて行われました。

この裁判の第1回口頭弁論（1月21日）の冒頭では、裁判長が会社側に「裁判所の判決に、何か批判めいた内容の書状ですが、私の経験から言うと、『負ける裁判は、この際何でも書いてやれ』というように感じ、裁判所としては非常に印象が悪いです」旨を話し、更に第2回口頭弁論においても裁判長から会社側に対し「この件では、中労委も、裁判所も、うんざりしている」旨を会社側に話しました。

〈第2回口頭弁論での裁判長と会社側のやり取り要旨〉

裁判長：この件（会社による組合掲示物の一方的な撤去通告ならびに撤去）では、中労委も、裁判所も、うんざりしている。どうにかならないのか。

会社側弁護士：う～、会社としては・・・

裁判長：中労委は、平成19年の裁判所の判例を基にして準備書面を書いている。また、会社と組合間で解決するように中労委は提言しているが、これまで会社側は何かしているのか。

会社側弁護士：裁判所は上から目線でものを言っている。当方としては、規約、規則が会社にはある。それを基にしている。

裁判長：と、言うことは、これまで何もしていないことか。

会社側弁護士：あ、はい・・・

裁判長：労働組合と会社は、意見が食い違うものである。いちいち、物事の一つひとつに拘る必要があるのか。（寛大な）気持ちを持ってはどうか。

会社側弁護士：それは～

私たちはこの裁判長の話を会社側に対する「苦言」と感じました。皆さんはどのように感じましたか？

裁判長の話が直接聞ける第3回口頭弁論（次回）は

7月29日（月）14時より、東京高等裁判所824号法廷で開廷されます。

みなさんの参加してみませんか！